

セミナーの御案内

第三者のためにする契約について

第一部

1. 第三者のためにする契約（直接移転登記）について
 - ① 第三者のためにする契約（直接移転登記）とは？
 - ② 中間省略登記とは？
 - ③ 中間省略登記との違いについて
2. 手続の流れについて
 - ① 特殊な契約条項
 - ② 決済の流れについて
3. 司法書士が果たす役割

第二部 交流応答タイム 14：30～ 参加者同士、名刺交換タイム

1 日 時 2017年2月21日（火）受付 13：00 開講 13：30～15：30

2 場 所 雑司が谷地域文化創造館 第4会議室
 〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷 3-1-7
 千登世橋教育文化センター内 TEL 03-3590-1253
http://www.toshima-mirai.jp/center/e_zoshigaya/
 東京メトロ 副都心線 雑司が谷駅 2番出口直結
 JR 山手線 目白駅より徒歩 10分
 都電荒川線 鬼子母神前駅より徒歩 2分

3 講 師 司法書士法人黒澤合同事務所 司法書士 多賀本健介

4 主 催 一般社団法人在日台湾不動産協会

5 受講費 会員 3,000 円 非会員 10,000 円

お申込みは 2月10日（金）まで下記 FAX:03-6800-3318 にてお願い致します。

ご参加お問合せ：090-8566-0776 担当棚岡

在日台湾不動産協会「第三者のためにする契約について」参加申込書

氏 名		
職 名		
会 社 名		
連 絡 先	TEL	
	E-Mail	

※ 若しくは名刺を1枚貼り付けてください。